

市会議第 28 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 3 月 24 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 吉井 あきら

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「経済総務委員会」を「総務消防委員会」に改め、「産業観光局」を削り、「会計管理者」の右に「消防局」を加え、同項第 2 号中「くらし環境委員会」を「文化環境委員会」に改め、同項第 3 号中「保健福祉局」の右に「子ども若者はぐくみ局」を加え、同項第 5 号中「交通水道消防委員会」を「産業交通水道委員会」に、「消防局」を「産業観光局」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 3 号の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

常任委員会の構成を改める必要があるので提案する。